

2 古物営業法関係

古物商等の許可申請書記載事項の変更の届出

(1) 書類の準備

変更届出書（古物営業法施行規則別記様式第5号、第6号）

※ 必要事項を記載する。

△ 定款

△ 登記事項証明書

△ 住民票の写し

△ 誓約書

△ 市町村長の証明書

△ その他

※ △は変更に関するものがあれば添付する。

(2) 郵送

変更届出書の「届出年月日」には、発送日を記載。

簡易書留 又は レターパックプラス

で管轄警察署あてに郵送する。

※ 既存の営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署であればどこでも受け付けできます。

※ 郵便が管轄警察署に到達すれば、内容を確認し、問題なければ受理となります。
(不備等があれば、管轄警察署から連絡をします。)

※ 「許可証の書換」は、郵送手続の対象外です。